

電話再診による 処方箋発行の終了について

患者各位

当院では令和2年3月より、新型コロナウイルス感染症にかかわる診療報酬上の臨時的な取り扱いの特例措置において、慢性疾患で定期診療(予約)される患者のうち医師が電話での診察が可能と判断した患者には時限的に電話再診を行っていましたが、

厚生労働省より

「この特例措置は令和5年7月31日をもって終了する」

と通達がありました。

それに伴い当院での電話再診は、

令和5年7月31日をもって終了とさせていただきます。

令和5年8月1日から処方箋につきましては、従来通り外来を受診していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年6月15日
国際親善総合病院